

2025年1月20日(月)
11:00~11:30
於:参議院会館1階講堂
オンライン併用

2025年立憲民主党女性議員ネットワーク 総会議案書

- 1 開会
挨拶
伊藤めぐみ女性議員ネットワーク代表（神戸市議）
森本真治組織委員長代行（参議院議員）

- 2 議事
報告第1号 2024年活動報告 <2P>
議案第1号 2025年活動方針（案） <5P>
議案第2号 2025年役員体制（案） <6P>

- 3 閉会

報告 第1号 2024年活動報告

1 活動報告

立憲民主党女性議員ネットワーク規約に基づき、2024年1月15日の総会です承された役員体制で新たに活動をスタートしました。前期に引き続き、女性自治体議員の横の連携を深め、エンパワーメントに資する活動に取り組みました。

総会では、能登半島地震の報告、ランチミーティングでは自由な意見交換を行い、研修では「女性支援新法について」学びました。

4月28日投開票の衆議院補欠選挙では、島根1区亀井亜紀子氏、東京15区酒井なつみ氏の応援を行い、見事当選しました。

夏の研修会は2024年7月24～25日に開催し、研修「有権者の信頼を獲得するセルフブランディングのコツ」を学び、ランチ意見交換会で交流を深めました。また自治体議員ネットワークとの共同開催でもあったため「共同親権について」の研修を女性議員ネットワークで運営し、各自治体で活かせる取り組みとしました。

新たな野田佳彦代表の執行部体制のもと、衆議院総選挙では4人の議員が女性議員ネットワークから新人として挑戦し、見事当選を果たしました。また、新たにジェンダー平等推進本部長となった辻元清美参議院議員と意見交換をするなど、党の状況を聴く取り組みもしました。

情報共有のためのDiscord（ディスコード）サーバーの活用を始めました。メンバーの登録促進と活用は今後も引き続き行いながら、今後の中間選挙、統一地方選挙を見据えたさらなる連携強化のため、自治体議員ネットワークやジェンダー平等推進本部と連携し、女性議員ネットワークの活動がさらに充実するよう取り組んでまいります。

2 2024年度活動実績

(1) 総会

2024年1月15日 於：参議院会館1階講堂

(2) 世話人会

2024年2/17

(3) 役員会(7回)(オンライン)

2024年1/27、3/24、7/3、9/4、12/12、2025年1/13、1/16

(4) 党役員との意見交換会(オンライン)

2024年11/25 辻元清美ジェンダー平等推進本部長

(5) 研修会

①5月26日「オンライン研修会『女性公務員のリアル』著者に聞く」

講師：佐藤直子氏(埼玉大学大学院人文社会科学科後期博士課程)

[総会時] 2024年1月15日

「女性支援新法のポイントと自治体の役割」 講師：戒能民江お茶の水女子大学名誉教授

[夏季研修会]

2024年7/24

「有権者の信頼を獲得するセルフブランディングのコツ」講師：古橋香織氏

全体講演① 泉健太代表の講演、意見交換

全体研修とグループワーク「防災について」

7/25

分科会①A「セクシュアル・マイノリティ」

パネリスト: 湊上綾子北海道議、滑川友理水戸市議、うすい愛子北区議、矢ヶ崎清花渋谷区議、東ゆき品川区議、東友美町田市議

分科会①B「共同親権について」【女性議員ネットワーク担当】

司会: うつのみや陽子 女性議員ネットワーク副代表

(1) 制度説明: 法務省民事局参事官

(2) 立憲民主党の立場など: 福山哲郎参議院議員

(3) 立憲民主党所属千葉県酒々井町議員 白井則邦さん

「司法書士の立場から見る現場のリアルと自治体でできる取り組み」

分科会②A「議会改革」

分科会②B「こども未来戦略」

視察: 東京港視察船「東京みなと丸」乗船

(6) その他

①2024/1/22 【緊急】避難所生活において生じる性暴力防止に関する要請 提出

②2024年4月16日島根1区・4月20日東京15区補欠選挙応援

③2024年7月24日 ランチミーティング

会場: 衆議院第1議員会館多目的ホール

内容: 今抱えている課題、今取り組んでいること、仕事と家庭の両立、人材発掘、プラスワン議会、女性や若者の政治参加など、各々の議会や地域での課題について報告・情報交換を行い、交流した。

④情報共有のため Discord(ディスコード)サーバーの運用を開始した。2025年1月10日現在74名登録済み。今後、登録者数を増やし、各自の議会質問や政策課題、選挙に向けた取り組みなどを共有していく。

⑤2024年9月10日代表選オンライン討論会

⑥ブロック活動実績

4月18日・11月26日北関東ブロック、6月22日北海道ブロック

2 現状の女性自治体議員数（2025年1月14日現在）

「女性議員ネットワーク」は、立憲民主党に所属する全国340人の女性自治体議員によって構成されています。昨年の総会での公開データ（2024年1月9日時点）と比較すると、統一地方選の後の人数比にはなりますが、女性議員のシェアは27.52%から27.7%に微増しています。女性自治体議員数のさらなる拡大、ゼロ県連の解消は引き続き女性議員ネットワークの重要な課題となっています。

■都道府県別女性自治体議員数について(全341人)

（北海道）44

（東北）青森4・岩手3・宮城12・秋田4・山形4・福島3

（北関東）茨城4・栃木3・群馬5・埼玉22

（南関東）千葉16・神奈川32・山梨4

（東京）63

（北信越）新潟2・富山2・石川1・福井0・長野6

（東海）岐阜2・静岡4・愛知8・三重1

（近畿）滋賀3・京都4・大阪9・兵庫9・奈良2・和歌山1

（中国）鳥取5・島根2・岡山4・広島0・山口1

（四国）徳島1・香川5・愛媛4・高知0

（九州）福岡15・佐賀3・長崎4・熊本1・大分3・宮崎4・鹿児島8・沖縄3

2024年役員

代表：	伊藤めぐみ	（兵庫県神戸市会議員）
副代表：	姫野敦子	（山口県岩国市議会議員）
	うつのみや陽子	（大分県大分市議会議員）
事務局長：	中山みずほ	（東京都世田谷区議会議員）
事務局次長：	畠山みのり	（北海道議会議員）
	武田恵子	（山形県酒田市議会議員）
幹事：	加賀谷富士子	（群馬県議会議員）
	市川佳子	（神奈川県議会議員） ※佐竹百里綾瀬市議から交替
	うすい愛子	（東京都北区議会議員）
	高橋聡子	（新潟市議会議員）
	渡辺仁美	（岐阜県可児市議会議員）
	池田美恵	（愛媛県松山市議会議員）

議案 第1号 2025年活動方針(案)

■議案 2025年活動方針(案)

1 基本理念

私たち立憲民主党女性議員ネットワークは、女性議員の拡大は、地方議会の多様性確保のため不可欠であるとの認識のもと、女性議員を『増やす・ともに学ぶ・支え合う』ために、シスターフッドを発揮していきます。また、国会議員や自治体議員ネットワークとも連携しながら、自治体の枠を超えた交流の場づくり、新人女性議員を念頭においた研修や情報交換などの活動を進めます。

2 基本計画

①研修会と交流会

- ・夏季研修会を開催します。
- ・政策力を高める研修や情報交換を行います。
- ・多様なテーマで気軽に話せる交流の場を定期的に開催します。

②アクション

- ・ジェンダーや女性に関わる意見書提出などに取り組みます。
- ・ジェンダーに関わる課題について、必要に応じて党に対し提言を行います。
- ・選挙における女性候補者への応援を促します。

③その他

- ・党のジェンダー平等推進本部との連携を深めます。
- ・自治体議員ネットワークとの連携・協力を引き続き進めます。
- ・女性議員ネットワークの取り組みについて、立憲ウェブサイト等により広報・発信に努めます。
- ・ブロック世話人を中心にブロックでの女性自治体議員の交流・連携をはかります。

3 スケジュール案

- ・2月・4月・6月他適宜:世話人会または運営委員会 夏の研修会の企画、地域情報共有等
 - ・8月頃:夏季研修会(リアル、オンライン)
 - ・10月:世話人会または運営委員会 次年度活動方針、次期役員の検討、地域情報共有など
 - ・1月:総会、新役員選出、活動計画議決など
- ※政策研修会、自治体議員NWや党ジェンダー平等推進本部との連携は適時行う。

議案 第 2 号 2025 年役員体制(案)

2025 年役員

代表(1名)

副代表(若干名)

事務局長(1名)

事務局次長(若干名)

幹事(若干名)

以上

2025年女性議員ネットワーク世話人一覧

都道府県	氏名	議会名	運営委員	役員
北海道	畠山みのり	北海道議会	○	○
北海道	篠原董	札幌市議会	○	
青森	田名部 裕美	八戸市議会	○	
岩手	小西和子	岩手県議会		
宮城	樋口 典子	仙台市議会	○	○
秋田	三村敏子	大潟村議会		
山形	橋本彩子	山形県議会		
福島	佐原真紀	福島市議会議員		
茨城	設楽詠美子	茨城県議会		
栃木	伊賀純	大田原市議会		
群馬	加賀谷富士子	群馬県議会	○	○
埼玉	民部佳代	ふじみ野市議会	○	
千葉	三瓶 輝枝	千葉市議会	○	
神奈川	市川佳子	神奈川県議会	○	○
神奈川	早川仁美	茅ヶ崎市議会		
山梨	滝川美幸	甲斐市議会		
東京	中村延子	中野区議会		
東京	川瀬さなえ	豊島区議会	○	○
東京	稗田みなこ	国立市議会	○	
新潟	高橋聡子	新潟市議会		
富山	埜田 悦子	高岡市議会		
石川	川島 美和	金沢市議会	○	
福井	(不在)			
長野	竹村直子	長野県議会	○	○
岐阜	渡辺仁美	可児市議会		
静岡	石津 陽子	浜松市議会	○	
愛知	上野雅美	北名古屋市議会	○	○
三重	柏木はるみ	津市議会		
滋賀	佐口佳恵	滋賀県議会		
京都	福田佐世子	八幡市議会		
大阪	遠矢 家永子	高槻市議会		
兵庫	伊藤めぐみ	神戸市会	○	○
奈良	今井 梨加	橿原市議会		
和歌山	山路 恭世	和歌山市議会	○	
鳥取	尾崎 薫	鳥取県議会		
島根	はくいし恵子	島根県議会		

岡山	川上智美	岡山市議会	○	○
広島	(不在)			
山口	姫野 敦子	岩国市議会	○	
徳島	中野真由美	北島町議会	○	○
香川	福家利智子	綾川町議会	○	
愛媛	小野 志保	新居浜市議会議員		
高知	(不在)			
福岡	後藤香織	福岡県議会	○	
佐賀	香月チエミ	小城市議会		
長崎	饗庭敦子	長崎県議会		
熊本	幸村香代子	熊本県議会		
大分	うつのみや陽子	大分市議会	○	○
宮崎	山内 佳菜子	宮崎県議会議員		
長野	竹村直子	長野県議会		
鹿児島	和 るりか	鹿児島市議会		
沖縄	座間味万佳	宜野湾市議会		

立憲民主党女性議員ネットワーク規約

(名称および設立の経緯)

第一条 本会は立憲民主党女性議員ネットワークと称する。2020年12月9日に開催された第9回本部常任幹事会において承認され、同年12月25日の総会において立憲民主党のもとに設立されたものである。

(事務所)

第二条 本会の事務所は、東京都千代田区永田町1-11-1 立憲民主党本部に置く。

(目的)

第三条 本会は、立憲民主党規約第36条にもとづく党所属の女性自治体議員による議員団であり、女性自治体議員が地域を基盤に全国と緩やかにつながるプラットフォームとして、ジェンダー視点をもった政治への変革を進めることを目的とする。

(活動)

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 党幹事長に対して、党運営について、提言を行う
- (2) 党政務調査会長に対して、政策について、提言を行う
- (3) 研修会の開催、視察・調査の実施
- (4) 政策についての調査、意見交換会
- (5) その他、目的を達成するための活動

(構成員)

第五条 本会の構成員は立憲民主党の党籍を有する女性自治体議員とする。

(組織)

第六条 本会に下記の組織を置く。

- (1) 世話人会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会

(世話人会)

第七条 世話人は、立憲民主党の都道府県連ごとに選出された1名を世話人として、構成する。(北海道、神奈川は2名、東京は3名とする。)

(運営委員会)

第八条 運営委員会は、世話人の中から衆議院議員選挙の比例ブロックごとに2名の運営

委員を選出し、構成する。(北海道は世話人=運営委員=2名、東京は世話人=運営委員=3名、神奈川は世話人=運営委員=2名・南関東ブロックの運営委員=3名、とする)

(役員会)

第九条 役員会は、比例ブロックから選出された運営委員のうち、1名または2名を役員として構成する。

2 役員会には、次に掲げる役員を置くことができる。

- (1) 代表：1名
- (2) 副代表：若干名
- (3) 事務局長：1名
- (4) 事務局次長：若干名
- (5) 幹事：若干名

3 役員会は総会で承認された事項の執行に関する事及びその他、本会の運営に関することを議決する。

(任期)

第十条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合は、同じブロックの運営委員が後継役員となることができる。
- 3 後継役員の任期は、前任者と同じとする。
- 4 世話人、運営委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第十一条 本会の最高意思決定機関は総会とする。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。
- 3 通常総会は、年に一回、冬季に開催する。
- 4 臨時総会は、必要に応じて開催することができる。
- 5 総会の構成は、第五条の者をもって組織する。

(総会の審議事項)

第十二条 総会は次の各号を審議する。

- (1) 事業報告、事業計画
- (2) 規約の変更
- (3) 役員選任と解任
- (4) その他運営に関する必要事項

(総会の開催)

第十三条 総会は代表が招集する。

- 2 臨時総会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき
- (2) 過半数の世話人から請求があったとき

(議決)

第十四条 総会の議事は、出席した者の過半数をもって決とする。

2 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事録)

第十五条 総会の議事について、次の各号についての議事録を作成する。

- (1) 日時・場所
- (2) 出席者数
- (3) 審議事項及び議決結果
- (4) 議事録署名人の選任に関する事項
- (5) その他

2 第五条の者が請求した場合、議事録を閲覧させなくてはならない。

(世話人会・運営委員会・役員会の開催)

第十六条 世話人会、運営委員会、並びに役員会は、必要に応じて開催する。

附則

この規約は、2024年1月15日から施行する。

(運営細則)

1. 自治体議員ネットワーク等と双方向の連携、党常任幹事会の情報共有のため、自治体議員ネットワーク役員等の陪席を必要に応じて要請する。
2. 研修会は、ブロック単位でも開催することができる。
3. 研修会などへの無所属議員、予定候補者、インターンなどの参加については、その都度、役員会で協議し決定する。